

## 小規模多機能ホームあかりの家重要事項説明書 (指定小規模多機能型居宅介護サービス)

### 1. 事業者（法人）の概要

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人秋篠茜会  |
| (2) 所在地 | 〒631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1-2号   |
| (3) 連絡先 | 電話 0742-52-6775 FAX 0742-52-6773  |
| (4) 代表者 | 理事長 藤井 俊哉   |
| (5) 設立日 | 1999年9月28日  |
| (6) 理 念 | <p>①すべての児童、すべての高齢者、すべての障害者・児の基本的人権を何よりも大切にします</p> <p>②法人及びその事業は、民主的に運営します</p> <p>③人権尊重に立った保育および介護を実践します</p> <p>④福祉水準の向上に努め、医療との連携をつよめます</p> <p>⑤児童福祉および高齢者福祉の地域センター的な役割をはたします</p> |

### 2. 事業所概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 事業所名 | 小規模多機能ホーム あかりの家  |
| (2) 所在地  | 〒631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目2番15号   |
| (3) 連絡先  | 電話 0742-93-7030 FAX 0742-93-7031   |
| (4) 管理者  | 管理者 中井 友紀  |
| (5) 開設日  | 2012年3月1日  |
| (6) 登録定員 | 25名（通いサービス定員15名/日 宿泊サービス定員8名/日）  |
| (7) 運営方針 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。</li> <li>2. 通いサービスを中心に必要に応じて訪問サービスを行い、希望に応じて宿泊サービスなどを柔軟に組み合わせることにより、利用者の住み慣れた地域や自宅で、認知症になってもその人らしく尊厳をもって生活が継続できるよう支援する。</li> <li>3. 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練や生活リハビリを行い日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。</li> <li>4. 利用者または家族に対し、サービスの提供および提供方法についてわかりやすく説明を行う。</li> <li>5. 適切な援助・介護技術をもってサービスを提供するとともに、</li> </ol> |

提供したサービスの質の管理・評価を行う。

6. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 設備概要	宿泊室	8室 (8.80~9.07 m <sup>2</sup> )
	食堂・居間	1ヶ所 (38.578 m <sup>2</sup> )
	トイレ	3ヶ所 (内、多目的トイレ1ヶ所)
	浴室	1ヶ所

### 3. 職員の配置状況

- (1) 管理者 1名 (常勤) …業務内容調整および運営管理を一元的に行う
- (2) 計画作成担当者 1名 (常勤) …サービスの調整および相談援助業務を行う
- (3) 看護師 1名以上 (非常勤) …利用者の健康管理、医療的ケアを行う
- (4) 介護員 3名以上 (常勤・非常勤) …日常生活の介護および生活援助および相談援助業務を行う
- (5) 主な勤務体制 日中 9:00~18:00、8:30~17:30、10:00~19:00  
夜間 16:30~翌9:00

### 4. 事業の通常実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 実施地域 奈良市が定める地域包括圏域のうち、伏見、平城、富雄、登美ヶ丘、二名地域包括圏域
- (2) 営業日 休業日なし
- (3) 営業時間
  1. 通いサービス 10:00 ~ 16:00 (送迎時間除く)
  2. 宿泊サービス 16:00 ~ 翌10:00
  3. 訪問サービス 24時間
- (4) 相談受付 9:00~18:00

### 5. 小規模多機能型居宅介護サービスの主な内容

- (1) 通いサービス…事業所(施設)において、食事や入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。
  - ① 食事支援および介護…食事の準備・後片付け、食事介助・その他の必要な食事の介助、キッチンで利用者の方と一緒に調理を行うこともあります。
  - ② 入浴支援および介護…入浴または清拭、衣類の着脱・身体の清拭・洗髪・洗身を行います。
  - ③ 排せつ支援および介護…利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
  - ④ 機能訓練…日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練および豊かな生活を送れるよう心身の活性化を図るための活動を提供します。

⑤ 健康チェック…体温、血圧の測定を行うなどして健康状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス…ご希望により、自宅・事業所間の送迎サービスを行います。

## (2) 訪問サービス

① 自宅での食事や入浴、排せつ介助または家事などの日常生活援助を行います。

(3) 宿泊サービス…事業所にて宿泊していただき、夕食または朝食の介助、排泄等のサービスを提供します。

## 6. 利用の開始、中止、変更など

(1) 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本にしてご利用者の心身の状況やご希望等を勘案し適宜通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するサービスです。

(2) ご都合により、サービスの変更・中止または新たなサービスの利用を追加することが出来ますが、この場合には原則としてサービスの実施日の前日又は午前8時30分までに申し出てください。

(3) サービス利用の変更・追加の申し出について、当事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を提示するなどして協議します。

## 7. 事故発生時・緊急時の対応

(1) サービス提供にあたり事故、体調不良等が生じた場合は事前の打合せにもとづき、ご家族・主治医等にご連絡いたします。

(2) 緊急の場合、当事業所協力医療機関で受診して頂くことがあります。協力医療機関で対応できない場合は、救急搬送先の病院となりますのでご了承下さい。

## 8. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口のほか、公的機関においても苦情申し立てができます。

- (1) 事業所窓口
  - ①電話 0742-93-7030 FAX 0742-93-7031
  - ②受付担当職種 介護員・計画作成担当者
  - ③解決責任者 管理者
  - ④対応時間等 月曜日～金曜日 9:00～18:00
- (2) 市町村窓口
  - ①担当課 奈良市福祉部介護福祉課
  - ②電話 0742-34-5422
- (3) 第三者窓口
  - ①機関 奈良県国民健康保険団体連合会・介護苦情受付
  - ②住所 奈良県橿原市大久保町 302-1
  - ③電話 0744-29-8311 FAX 0742-21-6822

## 9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置します。

- (1) 構成…利用者または利用者家族、地域住民代表、奈良市伏見地域包括支援センター職員、その他当事業に知見を有する方
- (2) 開催…2ヶ月に1回
- (3) 第三者評価の実施…年1回サービスの改善及び質の向上を目的として事業所の自己評価についてサービス評価（外部評価）を実施して頂きます

## 10. 協力医療機関、連携施設

利用者の方ごとの主治医との連携を基本とします。病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

- (1) 医療法人平和会吉田病院 0742-45-4601（西大寺赤田町1-7-1）
- (2) 特別養護老人ホームこがねの里 0742-52-4315（西大寺赤田町1-7-1-2）

## 11. 非常時の対応および防火設備

別途定める防災計画にそって避難訓練を年2回、利用者の方に参加頂いて実施します。

- (1) 防火管理者…加納 武
- (2) 消防用設備…スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備と連動自動通報設備

## 12. 法定代理受領サービス（介護保険適用）の利用料金表

下記は1割負担の場合ですが、所得により2割、3割負担となることがあります。

- (1) 小規模多機能型居宅介護サービス費（1ヶ月につき）

介護度	単位数	1ヶ月の料金	利用料（月）
要介護1	10,458 単位	108,031 円	10,804 円
要介護2	15,370 単位	158,772 円	15,878 円
要介護3	22,359 単位	230,968 円	23,097 円
要介護4	24,677 単位	254,913 円	25,492 円
要介護5	27,209 単位	281,068 円	28,107 円

- (2) 初期加算（登録した日から30日間または30日以上入院後の再利用時）

介護度	単位数	1日の料金	1ヶ月の料金	利用料（月）
区別なし	30 単位/日	309 円	9,297 円	930 円

- (3) 認知症加算

区分	単位数	1ヶ月の料金	利用料（月）

加算Ⅲ	760 単位	7,850 円	785 円
加算Ⅳ	460 単位	4,751 円	476 円

## (4) 看護職員配置加算（看護職員を常勤換算方法で1名以上配置した場合）

区分	単位数	1ヶ月の料金	利用料(月)
加算Ⅲ	480 単位	4,958 円	496 円

## (5) サービス提供体制強化加算（勤続10年以上の介護福祉士の割合）

区分	単位数	1ヶ月の料金	利用料(月)
加算Ⅰ	750 単位	7,747 円	775 円

## (6) 訪問体制強化加算（訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置等）

区分	単位数	1ヶ月の料金	利用料(月)
加算	1,000 単位	10,330 円	1,033 円

## (7) 総合マネジメント体制強化加算（地域での多様な行事に参加等）

区分	単位数	1ヶ月の料金	利用料(月)
加算Ⅰ	1,200 単位	12,396 円	1,240 円

（注）介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括料金（定額）の為、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

（注）月の途中で利用開始または中止となった場合の利用料

①月の途中から利用登録開始をした場合…利用料は契約開始月の通い・宿泊・訪問サービスのいずれかを利用した日から算定（契約書1頁に記載）

②月の途中で利用登録を中止した場合…契約終了日（解約日）まで算定

## (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

前述の(1)から(7)までにより算定した単位数合計(1か月の合計)の14.9%に相当する単位数

（例）1か月の合計が25,086単位であった場合

$25,086 \text{ 単位} \times 14.9\% = 3,738 \text{ 単位}$ となります。1ヶ月の料金は、38,613円となり1割負担である利用料(月)は3,862円となります。

## 13. 介護保険外サービスの利用料金表（全額自己負担分）

## (1) 食事代（食事にかかる費用）

① 朝食…350円      ② 昼食（おやつ含む）…811円      ③ 夕食…520円

## (2) 宿泊費用

- ① 一泊…2,500円（税込）

## (3) 日用品費（希望の方のみ）

- ① レンタルバスタオル1枚…40円（税込）
- ② レンタルタオル1枚…15円（税込）

## (4) 衛生品（希望の方のみ）

- ③ テープタイプオムツ1枚…100円（税込）
- ④ リハビリパンツ1枚…80円（税込）
- ⑤ パット1枚…20円（税込）

## (5) 特別な送迎…通常の実施地域（第4項(1)号）以外の方で特に送迎サービスを希望された方に送迎を実施した場合

- ①実施地域を越えた地点から10kmを超えた場合 1km毎に50円

## (6) 教養娯楽費…通いサービス1回利用につき60円

## (7) レクリエーションや特別な行事費用 実費

**14. 利用料の支払い方法について**

毎月の利用料は、利用月の翌月15日頃に請求書を発送いたしますので、ご指定の南都銀行口座より引き落とし、または請求月末までに事業者指定口座へお振込みにてお支払い下さい。

**15. 個人情報の利用目的について**

サービス利用契約書の第18条に規定する個人情報の利用目的については、下記の通りです。

社会福祉法人 秋篠茜会では、個人情報保護法及び利用者等の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、あらかじめ利用者等の個人情報の「利用目的」を明示します。

## (1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 入退所等の管理
  - ・ 会計、経理
  - ・ 介護事故、緊急時等の報告
  - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

## (2) 他の介護事業者等第三者への情報提供を伴う利用目的

- ① 利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、小規模多機能

型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答

- ・ その他の業務委託
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・ 家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外で施設内部での利用に係る利用目的

① 施設管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・ 施設において行われる事例研究等
- ・ 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

② 施設の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

(4) 上記の利用目的及び第三者提供について、利用停止・留保のお申し出がない場合は、同意頂いたものとさせていただきます。また、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ利用者等本人の同意を得るものとします。